

高校生強化事業 補助金交付基準要領

石川県高等学校体育連盟

	◎補助対象経費	留意事項	補助対象経費の適正範囲額	証拠書類整理等
交 通 費	① <u>講師(招へいコーチ)・指導者・選手・練習相手チーム・招待チーム、帯同ドクター、トレーナー等の交通に関する経費</u> (鉄道賃・航空賃・バス代等) ② 有料道路通行料・燃料費 <u>※レンタカー借用等経費は対象外</u>	自家用車の使用については「児童・生徒の引率に係る自家用車の使用に関する要綱」を適用する。公共交通機関の利用が可能な場合に限り、タクシーを認める。	① JR、航空賃は県の旅費規定額を上限とする。(旅費規定表参考) ② 貸切りバスは交通費として取り扱う。	該当者名簿 利用機関の発行する領収書 貸切りバス借上の場合は、業者の発行する領収書 (自家用車の県内移動は1km28円計算で個人領収書可)
宿 泊 費	① <u>講師(招へいコーチ)・指導者・選手・練習相手チーム・招待チーム、帯同ドクター、トレーナー等の宿泊に関する経費</u> (宿泊料、宿泊に伴う朝・夕食代を含む)	飲酒代、補食費、栄養費、懇親会費は補助対象経費に含まれない。	県外合宿 <u>12,000円上限</u> 県内合宿 <u>12,000円上限</u>	該当者名簿 個人領収書又は宿泊所・業者の発行する領収書(単価、宿泊日、宿泊人数の記載があること) 県外合宿等では、練習場所・宿泊場所での集合写真を添付すること
消 耗 品 費	① 遠征・合宿練習の用途に要する消耗品 ② 救急用品の購入	備品の購入は含まれない。 <u>補助額は原則、強化費の10%未満とする。</u>	実費 (<u>30,000円</u> 以下又は耐用年数が2年以内の物品)	① 業者の発行する領収書 (品名が記入されていること)
食 料 費	① <u>講師(招へいコーチ)・指導者・選手・練習相手チーム・招待チーム、帯同ドクター、トレーナー等の食事代</u> (宿泊料に含まれない場合のみ)	飲酒代、補食費、栄養費、懇親会費は補助対象経費に含まれない。 <u>※熱中症予防の為にスポーツドリンク・氷は認める。</u>	宿泊に含まれない食事代(弁当等) 朝・昼1,000円上限、夕2,000円上限	① 業者の発行する領収書 (単価、人数が記入されていること)
役 務 費	① 郵便料・切手代・電話代 ② 参加料 ③ 競技器材等の運搬料 (運搬車の借上料も含む)		郵便代、切手代、電話料、 参加料等実費 競技器材の運搬料 (運搬車の借上料も含む)	業者の発行する領収書
会場使用料	①施設使用料 (競技用具借上料・リフト代も含む)		実 費	施設の発行する領収書
保険加入料	① スポーツ安全保険加入料 ② 旅行保険加入料		実 費 (スポーツ安全保険加入料、旅行保険加入料)	業者の発行する領収書 該当者名簿